

入院が決まった際は、 限度額適用認定証のご利用が便利です！

70歳未満の方の場合、入院等により、1か月の医療費が高額になりそうな時は、事前に「限度額適用認定証」を申請いただくことにより、医療機関の窓口でのお支払いが「自己負担限度額(※)」までとなり、窓口負担額が軽減されます。短期間の入院であっても対象となることがありますので、入院が決まった際等には、「限度額適用認定証」を是非ご利用いただくよう、おすすめします。

※「自己負担限度額」は負担能力(被保険者の方の標準報酬月額)に応じて異なります。詳しくは、船員保険部のホームページをご覧ください。

窓口負担額がここまで軽減！

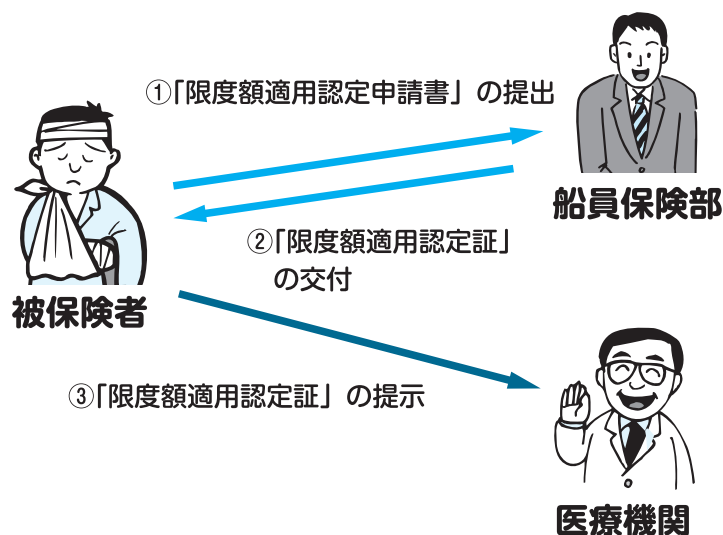
例. 骨折で4月に10日間入院され、総医療費が50万円であったAさん(標準報酬月額は、「28万円～50万円」)の場合

限度額適用 認定証を	利用された 場合	窓口負担額 82,430 円 ※高額療養費の申請は不要
	利用されなかった 場合	窓口負担額 150,000 円 ※高額療養費を申請いただくことにより、67,570 円が払い戻されます。(なお、払戻しまで3～4 か月かかります。)

最終的な自己負担額は同じですが、窓口での負担額を軽減いただけます！
また、高額療養費の申請のお手間も省けます！



～限度額適用認定証のご利用の流れ～



- ①「限度額適用認定申請書」を船員保険部にご郵送ください。申請書は船員保険部のホームページより印刷できます。(お電話等でご連絡をいただければ郵送もいたします。)
- ②「限度額適用認定証」を交付、郵送いたします。(1週間程度)
- ③医療機関へ保険証と「限度額適用認定証」を提示いただくことで、窓口負担額が「自己負担限度額」までとなります。

限度額適用認定証についてご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。



全国健康保険協会 船員保険部
船員保険

電話：0570-300-800

03-6862-3060 (IP電話・PHSご利用の方)

受付時間：平日 8時30分から17時15分まで